

(第十三部)

第五回 参議院運輸委員会 會議録 第十九号

(三四二)

昭和二十四年五月十六日(月曜日)午後三時五十三分開会

本日の会議に付した事件

○水先法案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(板谷順助君) これより委員会を開会いたします。本日は先づ水先法案を議題とし前回に引続いて質疑を行いたいと思ひます。別に御発言もないようですが質疑は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(板谷順助君) それでは質疑は終局したものと認め、直ちに討論に入りたいと思ひます。御意見のおありの方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○小泉秀吉君 私は只今議題となつております水先法案につきまして修正案を提出いたします。先づその案を朗読いたします。

水先法案の一部を次のように修正する。

第三十二條に次の一項を加える。

2 水先審議会は、前項の規定による意見を決定しようとするときは、当該水先人に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して聴問をしなければならない。当該水先人は、聴問の場所において、水先審議会对し、意見を述べ、及び証拠を提出することができる。

第三十七條に次の但書を加える。
但し、關係行政庁の官吏のうちか

ら命じ、又は委嘱した委員及び臨時委員に對しては、手当を支給しない。

第三十八條中「法律」の下に「及び國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)」を加える。

以上であります。理由につきましては質疑の時にすでに明らかになつてゐると存じますので省略したいと思ひます。

○委員長(板谷順助君) 他に御発言はございませんか。他に御発言もないようですが討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(板谷順助君) それでは討論は終局したものと認め、これより水先法案について採決に入ります。先づ先程小泉秀吉君より提出されました修正案を問題に供します。右の修正案に賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔議員挙手〕

○委員長(板谷順助君) 全会一致であります。よつて小泉秀吉君提出の修正案は可決せられました。次に右の修正部分を除いた原案を問題に供します。御賛成の諸君の御挙手を願ひます。

〔議員挙手〕

○委員長(板谷順助君) 全会一致であります。よつて水先法案は修正議決せられました。尚、本会議における委員長(口頭報告)の内容は、本院規則第四條によつて、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において本案

の内容、本委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとしたしまして御承認願ふことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(板谷順助君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に付いて多数意見者の署名を附すことになつておりますから、本案を可とされた方は順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

小泉 秀吉 飯田精太郎
植竹 春彦 大隅 憲二
結城 安次 高田 寛
小野 哲 入交 太蔵
○委員長(板谷順助君) ちよつと速記を止めて……

午後四時十分速記中止

午後五時七分速記開始

○委員長(板谷順助君) 速記を始め、それでは本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会

出席者は左の通り。

委員長 板谷 順助君
理事 小泉 秀吉君
小野 哲君
委員 植竹 春彦君
大隅 憲二君
入交 太蔵君

政府委員

運輸政務次官 加藤常太郎君
運輸事務官(海運局長) 岡田 修一君
運輸事務官(海上保安庁保安局長) 山崎小五郎君
運輸政務官(海運局長) 大淵 進君
運輸政務官(船舶局長)

飯田精太郎君
高田 寛君
結城 安次君
鈴木 清一君

昭和二十四年五月三十一日印刷

昭和二十四年六月一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局